

第155回市町村セミナー

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備 及び地域づくりの取組について

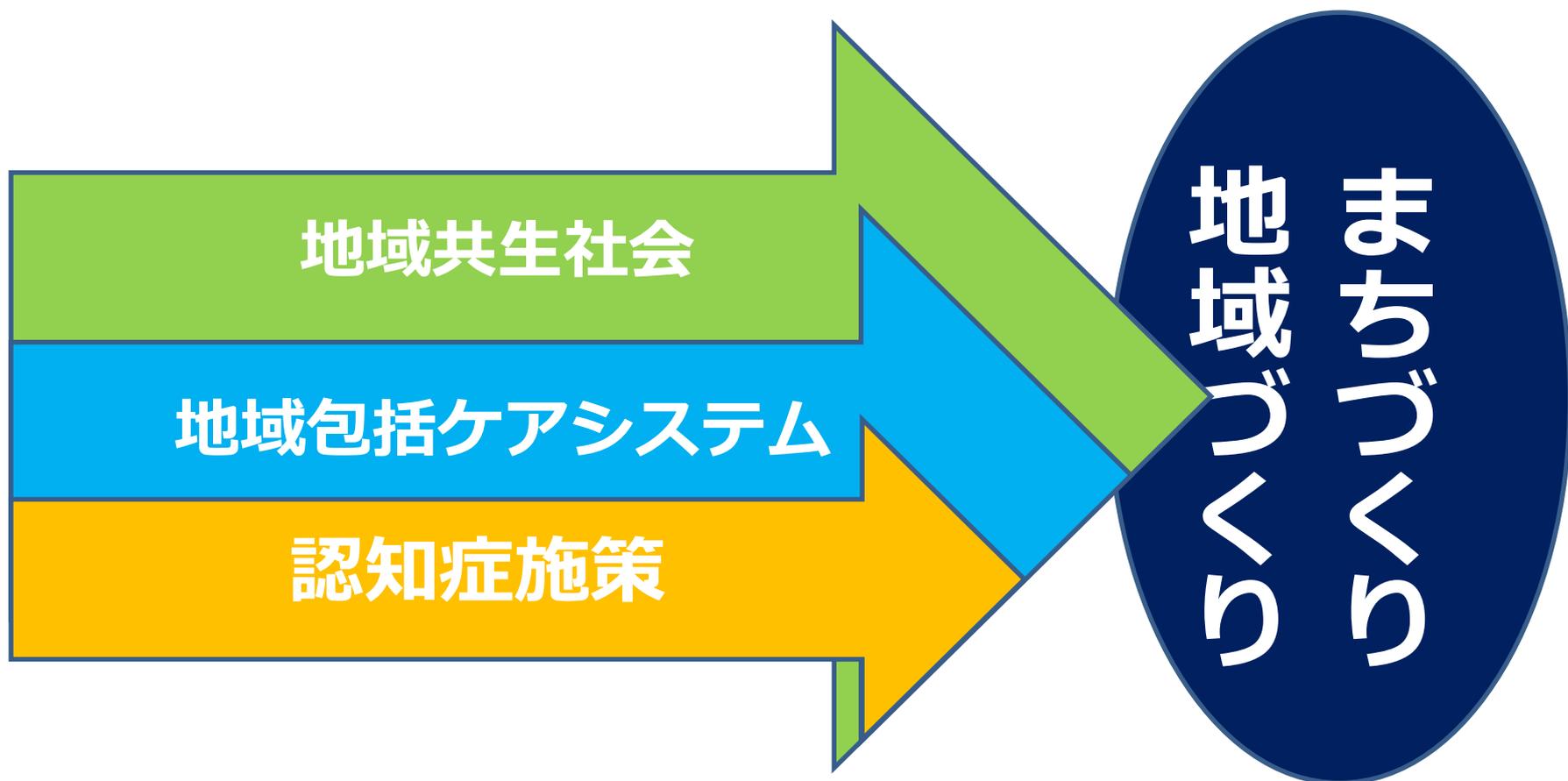
－行政説明資料（2）①－

令和3年10月1日

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

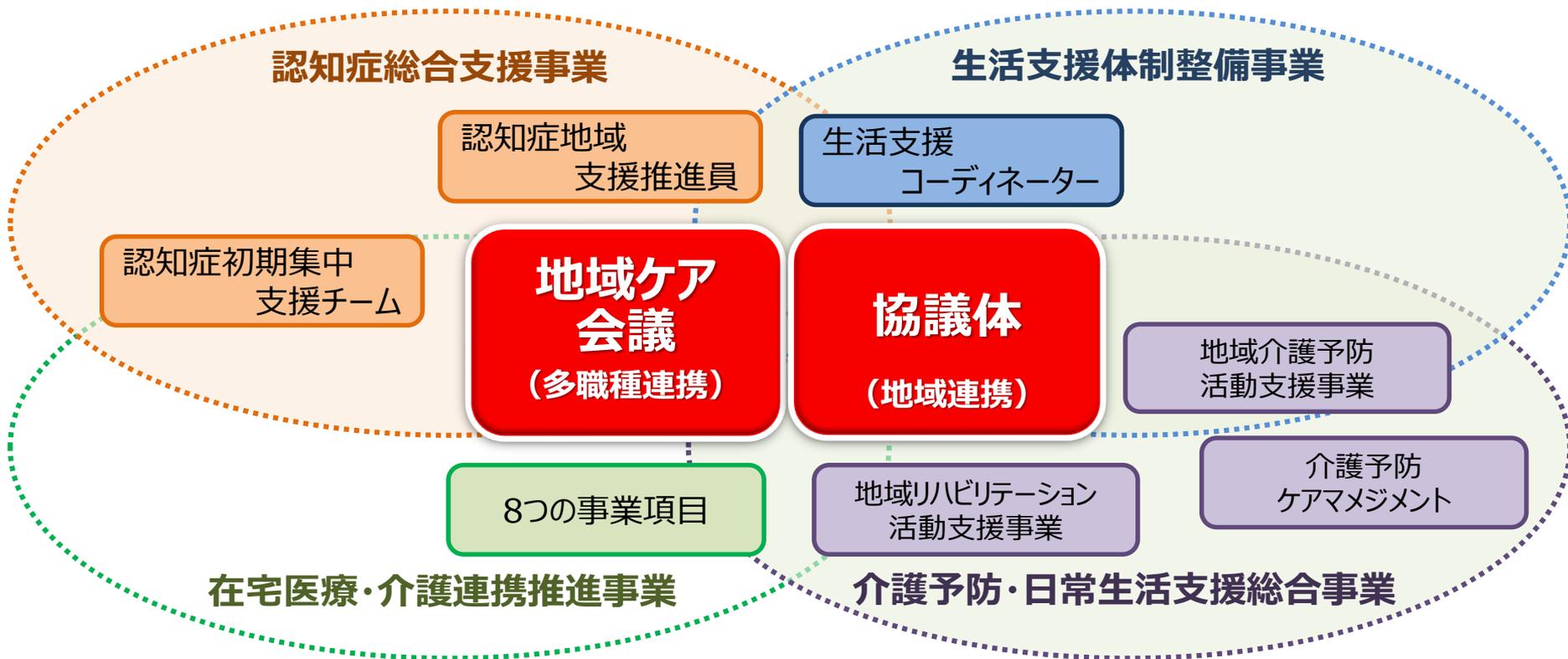
地域づくり推進室 室長補佐 佐々木忠信

「地域共生社会」、「地域包括ケアシステム」や「認知症施策」は、
高齢者になっても、認知症になっても、生活上の課題を抱えていても、
自分の住みたい場所で、自分らしい(マイペースな)暮らしを続けるための
まちづくり、地域づくりの取組

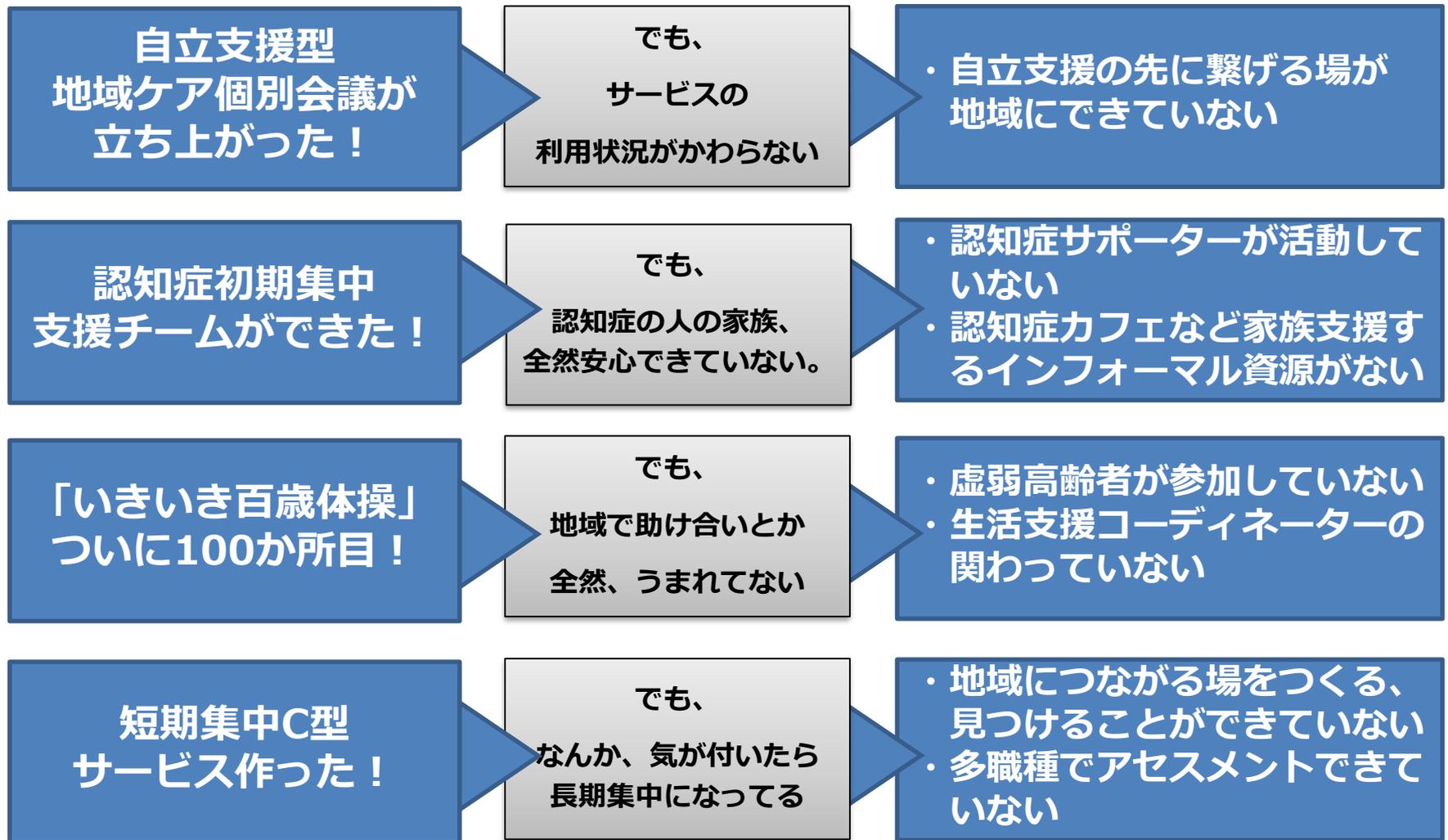


地域支援事業の連動を意識する（イメージ）

- 高齢者施策における地域包括ケアシステムの構築の目的は、“住み慣れた地域で自分らしい暮らし”を人生の最後まで続ける”こと。
- 各事業はあくまでも地域を支援するための手段（ツール）であり、それぞれの事業実施が目的（ゴール）ではないことに留意する必要がある。
- 住民を含む関係者と考え方や方向性を共有し、多職種や多機関が連携して地域全体を支えることが必要であり、各事業の関連性を活かすためにも“場”としての地域ケア会議や協議体を活用することが重要。



連動性がないと、どうなるのか？



事例にみる地域支援事業の連動性

- ・ **地域ケア会議**や**短期集中介護予防**の蓄積から、**通いの場の必要性が共有**され、
市内拡充に向け、**関係者の意識変革**が実現

- ・ 短期集中介護予防C型利用者を対象とした地域ケア会議を開催し、元気を維持するための通いの場の必要性を関係者で共有
- ・ 包括職員の提案による通いの場づくり視察(自治会、民生委員、老人クラブ、包括、市等が参加)
⇒ こうした取組を通じて「いきいき百歳体操」の開催カ所が急増
- ・ いきいき百歳体操の場を通じて、欠席者の安否確認、買い物や通院に困っている人に対する互助による生活支援も生まれている

[地域支援事業の連動プロセス例]



地域づくりの基盤づくり

1 「向く」人材の配置

- 地域づくりの主導は、外部の法人への委託ではなく、市町村自らが行う
- 担当課長や係長に、地域づくりに「向く人」を「長く」置く（成果の評価も長い目で行う）
⇒「向く人」：人間関係づくりを厭わず、行動力のある人、人の話をよく聞く人が向く
- 役所の中の担当部署だけで完結させず、まちづくり部門や住民部門、商工部門なども広く関わりを持たせる（トップが関わるのも手）

2 地域の自主性・自律性

- 地域のことはまずは地域で解決するという地域の自主性・自律性の認識を持ってもらう
- その上で、自治会、町内会、老人クラブ、地区社協、PTAなどの地域組織との信頼関係・協力関係を築く
- 自治会、町内会を残しつつ、それとは別に地域づくりの地区住民組織を創設することも一考に値する
- 場所の提供などに関しては、各種民間団体や民間企業の協力も得る
- 「生活支援コーディネーター」を各中学校区に1人配置できる事業も活用する

3 医療・介護の専門職や専門職団体との協力関係

- 地域の医療・介護の専門職や専門職団体と良好な関係を築く
- 地域課題全般について一緒に考え、答えを見つけていくようにする



地域づくり人材のあり方と育成ステップ（イメージ）

